

京都府市町村橋梁長寿命化修繕計画推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 市町村が管理する道路橋梁について、従来の事後的な修繕及び架け替えから予防的な修繕及び計画的な架け替えへの円滑な政策転換を図り、もって橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕・架け替えに係る費用の縮減を図るための長寿命化修繕計画を推進し、市町村道におけるアセットマネジメントを推進する。

(推進協議会の事務)

第2条 推進協議会の事務は、次のとおりとする。

- (1) マニュアル策定等、市町村道橋梁長寿命化の支援策の検討
- (2) 市町村道橋梁長寿命化修繕計画推進に向けた市町村間の意見交換や情報共有及びネットワークの構築
- (3) 市町村道橋梁長寿命化修繕計画推進に向けた市町村担当者の技術向上
- (4) 橋梁のマネジメントサイクルの確立など市町村道のアセットマネジメントの推進
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的の達成に必要な事項

(委員)

第3条 推進協議会の委員は、別表1に掲げる職にある者とする。

(会長)

第4条 推進協議会には会長をおき、京都府建設交通部道路管理課長をもって充てる。

2 会長に事故あるときは、予め会長が指名した者がその職務を代行する。

(事務局)

第5条 推進協議会の事務局は、京都府建設交通部道路管理課におく。

(作業部会)

第6条 推進協議会には作業部会をおき、別表2に掲げる職にある者を構成員とする。

2 作業部会には部会長をおき、京都府道路管理課安全・指導担当副課長をもって充てる。

3 作業部会は、府内市町村橋梁の長寿命化推進に向けて、市町村間で問題点の共有化を図り、その対策を検討して推進協議会に提案する。

(アドバイザー)

第7条 推進協議会のアドバイザーは、別表3に掲げる者とする。

2 アドバイザーは、橋梁点検、長寿命化修繕計画、橋梁補修、マネジメントシステム及び支援策に関し、会長の要請により会議等において助言、提案を行う。

3 アドバイザーの任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

(会議)

第8条 推進協議会の会議は、会長が招集する。

2 作業部会の会議は、部会長が招集する。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月17日から施行する。

京都府市町村橋梁長寿命化修繕計画推進協議会 委員

別表 1

委 員	
京都府各市町村橋梁管理担当課長	
京都府関係土木事務所企画調整室長（所長補佐、主査）	
京都府建設交通部	道路管理課長
	道路管理課 安全・指導担当副課長
	道路建設課 道路・橋梁担当副課長

京都府市町村橋梁長寿命化修繕計画推進協議会 作業部会構成員

別表 2

構 成 員	
京都府各市町村橋梁管理担当者	
京都府関係土木事務所企画調整室（担当）	市町村指導担当者
京都府建設交通部	道路管理課 安全・指導担当副課長
	道路管理課 橋梁長寿命化担当者
	道路建設課 橋梁長寿命化担当者

京都府市町村橋梁長寿命化修繕計画推進協議会 アドバイザー

別表 3

(50音順、敬称略)

委員名	所属	役職	分野
こばやし きよし 小林 潔司	京都大学経営管理大学院	大学院長	土木計画
じん としろう 神 敏郎	京都府道路公社	理事長	道路政策
たまだ かずや 玉田 和也	舞鶴工業高等専門学校 建設システム工学科	教授	橋梁工学
はしもと たくみ 橋本 拓己	国土交通省 近畿地方整備局道路部	道路保全企画官	道路政策
はつとり あつし 服部 篤史	京都大学大学院 工学研究科	准教授	コンクリート工学